水田活用の直接支払交付金の見直しについて 白紙化を求める意見書(案)

年 月 日

衆 議 院 議 長 議 参 院 長 議 内 閣 総 理 大 臣 あ 7 務 大 財 臣 農林水產大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、主食用米の生産量を抑制する減反を進めてきたが、昨年末、農林水産省から水田機能を有する農地における主食用米から他作物への作付転換を支援する水田活用の直接支払交付金の見直しを行い、令和4年度から5年間に一度も水を張らない水田は交付金の対象から除外するとの方針が示された。

これまでに転作に協力してきた農家においては、この交付金が得られることを見込み、水田を畑として利用して農業を行っている者もいることから、この見直しに伴い、経営の支えとしてきた交付金の対象外となることによって、今後、経営困難に陥る農家や離農による耕作放棄地の増加が懸念される。

公表された見直しについては、現場の課題を検証しながら進めていくとされているが、農家や関係団体等からは、説明不足との声や今後の経営に関する不安の声が上がるとともに、この春の作付け準備が本格化する中、今後の農業経営の見通しや融資の計画が立てられないなど深刻な影響が生じている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、今回の見直しに関して説明を 徹底し、改めて農業現場の実情を把握するなど、この見直しが農業関係者に与 える影響の大きさを認識し、農家の安定した経営を支えるための予算を充実す るとともに、水田活用の直接支払交付金の見直しについて白紙化するよう強く 要請する。